

議案第82号

西脇市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

市長の政策的判断を迅速に市政に反映させ、トップマネジメントを補佐する機能を強化し、機動的な組織体制とするため。

西脇市部設置条例の一部を改正する条例

西脇市部設置条例（平成17年西脇市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 市長公室 都市経営部 総務部 福祉部 くらし安心部 産業活力再生部 建設水道部 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室 <u>(1) 秘書及び交際に関すること。</u> <u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u> <u>(3) 新規政策の研究及び開発に関すること。</u> 都市経営部 (1)～(4) (略) (削る) 総務部 (削る) (削る) (1)～(4) (略) 福祉部 (略) 産業活力再生部 (略) 建設水道部 (略)</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 都市経営部 総務部 福祉部 くらし安心部 産業活力再生部 建設水道部 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (新設) 都市経営部 (1)～(4) (略) <u>(5) 新規政策の研究及び開発に関すること。</u> 総務部 <u>(1) 秘書及び交際に関すること。</u> <u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u> <u>(3)～(6) (略)</u> 福祉部 (略) 産業活力再生部 (略) 建設水道部 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。